

スチュワードシップ活動の概況報告（2020年7月～2021年6月）

- ・三井住友海上火災保険（以下、「当社」）は、「責任ある投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>（以下、「本コード」）への対応方針（当社方針は[こちら](#)）を踏まえ、スチュワードシップ活動に取り組んでいます。
- ・また、当社は、投資先企業やその事業環境等に関する理解を深めるとともに、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資先企業との建設的な「目的を持った対話」等を通じ、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上、毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促し、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。

2020年7月から2021年6月までの投資先企業との対話状況および議決権行使結果について報告します。

1. 投資先企業との対話

（1）対話における基本方針

- ・当社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上や毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促す観点から、経営上の課題や株主還元方針、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）等のテーマで投資先企業と建設的な対話を行い、認識の共有化を図ります。また、投資先企業に改善を求める必要がある場合は、株主の立場から意見を伝え、問題の改善に努めてまいります。
- ・対話の実施状況は以下のとおりです。当社は、本コードにかかる当社の対応方針を説明したうえで、保有株式の時価上位の投資先企業を中心に対話を行いました。また、当社の議決権行使ガイドラインに抵触した場合は、当該企業と対話を行い、当社としての課題認識を伝えるとともに、課題の改善に向けた状況や見通しを確認するなど意見交換を行いました。

| | 企業数 |
|---------|------|
| 対話実施企業数 | 179社 |

(2) 対話のテーマおよび対話事例

- ・投資先企業との対話に際しては、以下のテーマを中心に取組みの状況等を確認することとしています。近年、E S G課題の重要性が増していることから、それらの課題への対応、さらに決算状況、中長期的な成長戦略、株主還元方針を含めた資本政策など投資先企業の企業価値向上を促す対話を積極的に行いました。

| 対話のテーマ | 具体的な内容 |
|------------------------|---|
| E S G (環境・社会・ガバナンス) | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・脱炭素等に対する取組状況 ・気候変動が事業に及ぼす影響および対応策 ・社会課題と事業との関連性 ・独立社外役員の選任状況および期待する役割 ・社外役員の取締役会等への出席状況 ・コーポレートガバナンス・コードへの対応状況 |
| 決算状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・今期業績および次期以降の見通し ・短期的なリスク要因 |
| 経営戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な成長戦略 ・事業環境に対する認識や課題 ・事業戦略におけるサステナビリティの考慮 |
| 資本政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・株主還元や内部留保に関する方針 ・配当に関する考え方・指標 |
| 事業リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・事業におけるリスク要因への対応状況 ・B C P (事業継続計画) の策定状況 |

- ・E S Gに着目した対話の事例は以下のとおりです。

| | |
|-----|--|
| 事例① | <ul style="list-style-type: none"> ・2050年までのCO2削減計画の開示にむけて準備を進めていることを確認。また、取引先に対し人権・労働、環境に関するガイドラインを提示し、すべての取引先にガイドライン遵守状況を確認する調査を行っており、サプライチェーン全体での取組みを進めていることを確認。 ・一方、気候変動リスクに関するガバナンス体制、移行リスクについては、今後の取組課題であることを確認しました。 |
| 事例② | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した取組みとして、自社製品の製造工程の見直しを通じ、石化原料の使用量削減を着実に実施していることを確認。 ・また、バイオマス発電について利用目標率を設定し、取組課題としているが、発電原料の安定供給やコストが課題となっていることを確認しました。 |
| 事例③ | <ul style="list-style-type: none"> ・部長以下の管理職は約25%が女性であり、30%を目標としていること、外国籍社員の本社管理職への登用も進めていることを確認。 ・独立社外取締役の構成比率は1/3を超えているが、女性や外国籍の取締役が不在であり、ダイバーシティ推進の観点で課題認識していることを確認しました。 |

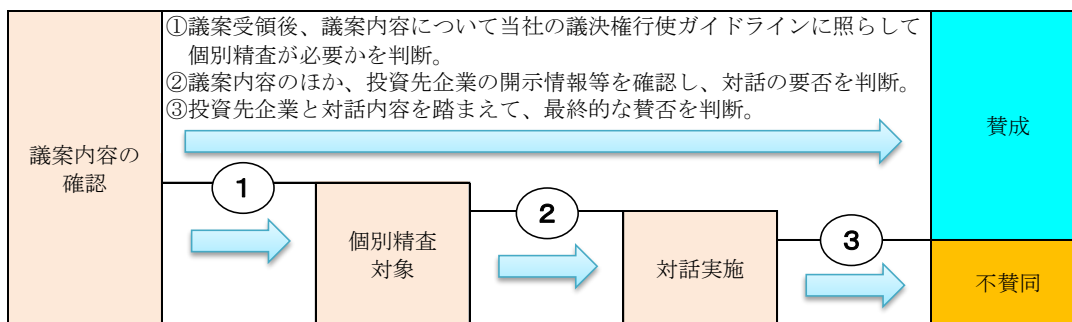
- ・議決権行使時の対話による改善事例は以下のとおりです。

| | |
|----------------|---|
| 事例① 株主還元 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年は配当性向が当社基準を下回っていたが、対話を通じて株主還元方針を確認できたため、議案に賛成。 ・今年は配当性向が当社基準を大きく上回る水準まで改善された。 |
| 事例② ガバナンス体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年は独立社外取締役が不在であったが、対話を通じて独立社外取締役の設置を検討していることが確認できたため、議案に賛成。 ・今年は独立社外取締役が新たに選任された。 |

2. 議決権行使

(1) 議決権行使の考え方

- ・当社は、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えております。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業との対話内容等を踏まえて、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って議決権を行使しています。
- ・当社の議決権行使のプロセスは以下のとおりです。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に反対します。



(2) 議決権行使ガイドライン（議決権行使に係る賛否判断の基準）

- ・当社は、議決権行使に係るガイドラインを設けており、ガイドラインに抵触する議案は内容の詳細を確認し、当該企業と対話を行っています。
- ・議決権行使ガイドラインは、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、投資先企業の持続的な成長、企業価値の向上、株主還元の向上に資するものになるよう定期的に見直しを行っています。

<議決権行使ガイドライン（議案種類ごとの主な確認事項・賛否判断の基準）>

| 議案種類 | 確認事項 | 主な賛否判断の基準・観点 |
|-----------------|------------------|--------------------------------------|
| 剰余金の処分 | ・株主還元の状況 | ・直近期の配当性向が10%未満 |
| 取締役の選任 | ・企業価値の向上状況 | ・直近3期連続経常赤字または直近期の配当性向が10%未満 |
| | ・不祥事等の発生状況 | ・再発防止策の策定状況 |
| | ・独立社外取締役の選任状況 | ・金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある社外取締役が不在 |
| | ・取締役会等の出席状況 | ・出席率（直近期）が2/3未満 |
| 監査役を選任 | ・不祥事等の発生状況 | ・再発防止策の策定状況 |
| | ・取締役会、監査役会の出席状況 | ・出席率（直近期）が2/3未満 |
| 役員報酬・賞与 | ・企業価値の向上状況 | ・直近3期連続経常赤字または直近期の配当性向が10%未満 |
| 役員に対する退職慰労金・弔慰金 | ・取締役会等の出席状況 | ・出席率（直近期）が2/3未満 |
| | ・不祥事等の発生状況 | ・再発防止策の策定状況 |
| 新株予約権の発行および株式報酬 | ・業績連動採用の有無、付与対象者 | ・業績連動とする合理性 ・付与対象に社外の者の有無 |
| | ・既存株主の持分割合減少有無 | ・5%以上（単年度）の減少 |
| 定款変更 | ・個別に精査 | ・既存株主の権利毀損の可能性 |
| 買収防衛策 | ・個別に精査 | ・企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか等 |
| 株主提案 | ・個別に精査 | ・中長期的な企業価値の向上および持続的成長に資するか |

- ・当社では、議決権行使に係る賛否判断は、議決権行使に関する基本方針（原則5）に基づき、営業部門から独立した財務部門が単独で行っています。
- ・また、議決権行使のプロセスおよび行使結果は、定期的に社外取締役の出席する取締役会等に報告しています。

（3）議決権行使の結果

- ・議決権行使の結果および主な事例は以下のとおりです。

<議決権行使の結果>

| 議案項目 | 議案数 | 賛成 | 不賛同 |
|-------------------|-------|-------|-----|
| 会社提案 | 2,412 | 2,408 | 4 |
| ①剰余金処分 | 498 | 497 | 1 |
| ②取締役の選任（解任） | 917 | 915 | 2 |
| ③監査役・会計監査役の選任（解任） | 440 | 440 | 0 |
| ④役員報酬・賞与 | 147 | 147 | 0 |
| ⑤役員の退職慰労金・弔慰金 | 51 | 50 | 1 |
| ⑥新株予約権の発行および株式報酬 | 55 | 55 | 0 |
| ⑦組織改編関連 | 26 | 26 | 0 |
| ⑧定款変更 | 141 | 141 | 0 |
| ⑨買収防衛策 | 13 | 13 | 0 |
| ⑩その他 | 124 | 124 | 0 |
| 株主提案 | 98 | 0 | 98 |
| 合計 | 2,510 | 2,408 | 102 |

<不賛同とした事例>

| 事例 退任監査役への退職慰労金の贈呈 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当該退任監査役は2期前に取締役会への出席率が不十分であったため、監査役選任にあたり不賛同とした。直近期についても、取締役会への出席率が不十分であったため、改善が図られていないと判断し不賛同とした。 |

<議決権行使ガイドラインに抵触したものの、賛成とした事例>

| 事例 取締役の選任：株主還元の姿勢を確認 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・配当性向が当社基準を下回っていたが、継続的に増配を行っており、対話を通じて、今後も増配による株主還元を重視する姿勢が確認できたことから、賛成とした。 |

- ・なお、当社は、個別の投資先企業ごとの議決権行使の結果は、当該企業との建設的な対話等に影響を及ぼす可能性があると考えているため、公表を控えさせていただきますが、当社の活動をご理解いただくため、議決権行使の考え方、賛否判断の基準、議決権行使結果の集計、不賛同事例等を公表しています。

3. 取組みの振り返り

- ・当社は、2014年、日本版スチュワードシップ・コードに、株主としてその趣旨に賛同し、本コードを受け入れ、当社方針を策定・公表しました。その後、2017年および2020年のコード改訂を受け、当社方針も見直ししております。
- ・投資先企業との対話に際しては、ESG、決算状況、経営戦略、資本政策、事業リスクなど多角的な視点に立って取り組み、持続的な成長を支援することに努めてきました。その中で、特に重要な論点がある企業には、投資先企業の状況をヒアリングし、改善を求める必要がある場合は、株主の立場から意見を伝え、問題の改善に努めています。
一部の投資先企業については、当社グループ企業とも連携し、気候変動をテーマとした対話を深化させるなど、従来以上にESGに関する対話の強化を図りました。
また、コロナ禍により対面による対話の機会は一時的に減少したものの、WEB会議等を積極的に活用することで対話の量的・質的レベルを確保するように努めました。
- ・議決権行使に際しては、当社の議決権行使ガイドラインに照らして精査しています。精査においては定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話を実施したうえで、中長期的な企業価値向上等につながるよう取り組んでいます。また、当社の考え方をご理解いただくため、議決権行使結果に加え、議決権行使の主な事例を公表しています。
- ・これらスチュワードシップ活動は、毎年9月に本紙「スチュワードシップ活動の概況報告」として、社外取締役が出席する取締役会に報告するとともに対外公表を行い、当社の取組みを理解していただくよう努めてまいります。

4. 今後の取組み・課題

- ・MS&ADインシュアランスグループは、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える」というミッションに基づき、気候変動というグローバルなリスクの解決に向けて、2050年度までにCO₂排出量を実質ゼロ（ネットゼロ）とする目標を設定しました。
また、本目標の達成に向け、2030年度のCO₂排出量削減の中間目標とそれを実現するための再生可能エネルギーの導入率の目標も設定しました（詳細は次ページ参照）。
2050年ネットゼロの達成に向けては、当社のCO₂排出量削減に加え、サプライチェーンでの削減が重要となることから、お客さま、代理店などのステークホルダーと共に、取組みを進めていきます。
投資先企業と共に進める取組みとしては、建設的な対話・エンゲージメントを通じて、投資先企業にCO₂排出量の削減取組とTCFD提言に基づく情報開示を促してまいります。また、当社は、引き続き、中長期的な成長戦略、株主還元方針を含めた資本政策などの対話により、投資先企業の企業価値向上に取り組んでまいります。
- ・議決権の行使では、単に賛否の判断を行うだけではなく、対話を通じて当社の考えを投資先企業と共有し、引き続き問題の改善を促してまいります。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に反対します。
また、議決権行使ガイドラインは、投資先企業の業績動向や社会環境の変化等を踏まえて、定期的な見直しを検討してまいります。

MS & ADインシュアランスグループ:「2050年ネットゼロの実現に向けた取組み」(抜粋)

(1)CO2 排出量の削減目標

パリ協定の 1.5°C 目標に沿って、CO2 排出量削減および再生可能エネルギー導入に係る新たな目標を設定しました。

①スコープ (1 + 2) ※¹の目標

| 基準年 | 目標年 | 削減率 |
|---------|---------|-------|
| 2019 年度 | 2030 年度 | ▲50% |
| | 2050 年度 | ネットゼロ |

②スコープ 3 ※²の目標

| 基準年 | 目標年 | 削減率 | 対象カテゴリ |
|---------|---------|-------|----------------------------------|
| 2019 年度 | 2030 年度 | ▲50% | 1, 3, 5, 7, 13 ※ ^{3, 4} |
| | 2050 年度 | ネットゼロ | 全カテゴリ |

※1 スコープ1は社有車のガソリン等、当社グループが直接排出するもの、スコープ2は電力・ガス等の使用により間接排出するもの。

※2 当社グループの事業を通じて間接的に排出するものうち、スコープ2以外のもの。

※3 数値の把握が可能で、社員の行動変容や自然資本保全の観点で重視すべき次のカテゴリについて目標を設定。

カテゴリ1:購入した製品・サービス(対象:紙・郵送)、3:スコープ1、2以外の燃料及びエネルギー活動、5:事業から出る廃棄物、7:従業員の通勤、13:リース資産

※4 投資(カテゴリ15)については、今後中期目標を設定することを検討。

(2)再生可能エネルギー導入率目標

新たに再生可能エネルギー導入率の目標を設定し、計画的に電力の再生可能エネルギーへの切り替えを進めていきます。

| 目標年 | 再生可能エネルギー導入率 |
|---------|--------------|
| 2030 年度 | 60% |
| 2050 年度 | 100% |

(3)投融資先企業と共に進める取組み

当社グループは、2015年6月に国連責任投資原則※に署名し、中長期的な投資リターンの確保とともにサステナビリティに関わる課題解決への貢献に取り組んでいます。

脱炭素社会の実現には多額の資金が必要となりますが、機関投資家としてこれまでも風力発電やバイオマス発電といった再生可能エネルギーの発電所建設のプロジェクトファイナンスやファンドへの出資を進めています。このようなグリーン投資に継続的に取り組むことに加え、投資や融資を通じて温室効果ガスの大幅削減を実現するイノベーション技術の開発に挑戦する企業を支援、脱炭素社会への着実な移行に貢献します。また、建設的な対話・エンゲージメントを通じて、投融資先企業にCO2排出量の削減取組とTCFD提言に基づく情報開示を促します。

なお、CO2の排出量削減目標のうちスコープ3の目標につきましては、数値の把握が可能で、社員の行動変容や自然資本保全の観点で重視すべきと考えるカテゴリ1、3、5、7、13について目標を設定するとともに、カテゴリ15(投資)については、今後中期目標を設定することを検討してまいります。

※ PRI (Principles for Responsible Investment)

投資の意思決定において投資先企業の環境・社会問題・企業統治(ESG)取組みを考慮すべきという原則

以上